

峰崎直樹君 民主党・新緑風会の峰崎ですが、私も今度の法案でこれで四回目。私もいろいろ過去十三年間やってまいりましたけれども、一つの法案に四回立つというのは初めてでございます、それだけの機会を与えていただいた同僚、仲間の皆さん方に改めて感謝を申し上げたいと思います。

そこで、もう時間も多く残っておりませんので端的に質問に入っていきたいと思いますが、最初に、やはり、昨日、実は水岡議員の質問を聞いて、これは労使関係上ちょっとゆゆしき問題が残っているなということを感じたわけであります。私自身も大学を出てすぐ労働運動に入った人間ですから、労使関係が非常に重要であると。産業民主主義という言葉がございますけれども、その意味で、私は、やはり労使の間の信頼関係、その上に成り立っていく正に産業民主主義というのは日本のデモクラシーにとっても重要な課題だと思っている一人でございまして、是非、これは是非明確にさせていただきたいなという点がございまして。と申しますのは、正に交渉当事者を明確にしてもらいたいということでございまして、一言で言えば。

昨日、水岡議員が、郵政株式会社の経営委員会が設立されるまでの間、労働組合との交渉相手は政府なんでしょうか、公社なんでしょうかと、こう質問したんですけれども、それに対する明確な回答は私はなかったと認識しております。

改めて、竹中大臣、どちらなんでしょうか。

国務大臣（竹中平蔵君） 昨日、水岡委員から、確かに大変重要な問題の提起をいただいたと思っております。さらにまた、峰崎委員から今その点について御質問があったわけでございますけれども、これは準備企画会社をとにかく通常より前倒しをしてしっかりと早くつくりたいと。そして、昨日、空白ができるようなことが心配だという御指摘がありましたけれども、そういった意味で、時間がもう大変限られておりますから、そういう空白が生じないように是非対応したいということで、法設計上もこの準備企画会社を前倒しして早くつくるということをしているわけでございますけれども、それでもしかし、やはり本当に一日たりとも一分たりとも時間を無駄にしないでしっかりと御準備をしていただかなければいけない。それは働いておられる方々から見ると正に大変重要な問題だというふうに私も思います。

そこで、これは生田総裁も昨日御答弁されたわけですが、まず、まず政府としては組合に対しても、この法律、もし可決いただけたらということでございまして、この法律案の内容、将来の見通しなどを御説明する機会を政府としても早急に得て、職員の方々に安心していただけるよう、しっかりと説明をしていきたいと思っております。

キックオフはやっぱり政府がやってくれと、経営の現場は公社、自分の問題だと、そういう趣旨の御答弁、昨日、生田総裁されたと思っておりますが、その意味ではそのキックオフに

当たると思いますが、政府としては、組合に対しても法律案の内容、将来の見通しなどを説明する機会を早急に得て、職員の方々に安心していただけるよう説明をしていきたいと思いをします。

そして、まず何よりも政府としては速やかに、交渉の当事者であります、これは法律ではこう定められておりますけれども、準備企画会社を速やかにつくって通常の交渉過程に入っていただけるようにすると、これはもう全力を尽くします。

その上で、併せてですけれども、私の方から生田総裁に対して、公社において例えば労使懇談会のようなものを設置をしていただいて、そこで協議を開始していただくということも是非お願いをしたいというふうに思っております。そうすることによってサービスの担い手である職員が安心して意欲的に働くことができるようにしたい、職員にとって本当に望ましい民営化になるような努力をしなければいけないと思っております。

この民営化法の百七十一条で、公社の勤務条件等々への配慮義務という規定がございます。そうした点を踏まえて、公社のトップとして、これはもう総裁は大変だとは思いますが、今申し上げたような、例えば労使懇談会のようなものを設置して、そこで協議を開始していただくということを政府としても生田総裁の方をお願いをしたい。そして、政府として説明すべきこと、そうしたことについてきっちりと責任を果たし、責任も政府としても当然果たしていきたいというふうに思っております。

峰崎直樹君 今ずっとお話を聞いていて、キックオフは私たちが組合と話をしましょうと、それは法案が通ったので法案の説明をしましょう、あとは公社にやってもらいますと、こういうお話だったんですね。

そうすると、キックオフの段階で政府は何を説明されるんですか、労働組合に。

国務大臣（竹中平蔵君） まず、当然のことながら、この法案がどのような仕組みになっているかというようなこと、そして将来の見通しなど、公社の、法律を踏まえて民営化していくプロセスでの公社の全体的な全体像等々についてしっかりと話をしてお聞きもしていただきたいし、そして何よりも御協力をいただきたい。さらには、今後の手続、我々としては、繰り返し申し上げますように、これはやっぱり当事者、交渉の当事者が準備企画会社でございますので、これはそれを、そういうことを考えて前倒しをしてつくるということを法律に定めているわけでございますから、そういう手続、これはしっかりとやっていくと、このような形で、スケジュール観ですかね、言わばこういうことをやっていきたいんだと、そういうことを私としてはお話を是非申し上げたい。

そして、いろんな、当然いろんなこれ、この法律、本当にこれだけ、八十時間になるというような御審議をいただいて、それでもこういう細かいところについてまだ、どうなんだ、こうなんだと色々な御疑問も国会の中でもいただいているわけですから、働いておられる方々にも当然いろんな御疑問もあろうかと思っておりますので、そうした御疑問も提

示していただいて、是非これはもう真摯にお答えを申し上げたいと思います。

峰崎直樹君　そして、それが終わったら、公社の方で労使懇を開いていただいてやっていただくと。公社は日常的に公社としての労使関係を持っていらっしゃるから、それは労使で懇談を持たれて構わないんですが、この郵政民営化に関する様々な労使の間のこれから解決しなきゃいかぬ課題は、この法律でどこで、公社がそういうことをやらなければいけないのかということとはどの法律に担保されているんでしょうか、公社がやらなきゃいけないのか。

国務大臣（竹中平蔵君）　あくまでも、先ほど申し上げましたように、法律で、当事者になるのは、これは労使交渉の当事者になるのは準備企画会社でございます。そして、その準備企画会社をできるだけ早く滞りなく設立をしたい、そのために全力を尽くしたいと、これは政府の役割であるということをお願いしているわけですが、今の委員のお尋ねは、公社がどのように法律的にかかわり得るのかということだと思いますが、民営化法の百七十一条で、公社での勤務条件を配慮して、勤務条件の決定に当たってはその公社の勤務条件を配慮するという規定をしております。

こうした点を踏まえて、公社のトップとして今申し上げましたような労使懇談会に臨んでいただいて、これは政府として御協力しなきゃいけないことは当然御協力をする、その点は公社と、総裁とも意見交換を密にしながら、双方で果たせるだけの役割を果たしていきたい、そして何よりも、当事者である準備企画会社をしっかりと設立、速やかに設立をしたいというふうに思っております。

峰崎直樹君　ということは、準備企画会社ができるまでの間の空白期間は、何の実も担保もなく、要するに公社の総裁がいろいろ話合いをします。しかし公社の総裁は、考えてみると、余り民営化を移行するときの責任を持った対応できる権限を持っていらっしゃるんじゃないんですか。

その意味で、これはまだこの法案は通ると分かってないわけですからあれですが、この法案にはそういう重大な空白を生じているという欠陥がある、このことをやっぱり大臣、認めた方がいいですよ、それは。問題点がやはりそこにあるということを確認した上で、実はこの空白期間をできる限り短くしたい、あるいは早くその企画会社ですか、準備企画会社をつくりたい、こういうことを、やっぱり問題があるということを確認してやはりやるべきだと。

どうですか、問題は、やっぱり空白期間を生じるということ、自分としては欠陥の法案があると、法案上の欠陥ですと認めますか。

国務大臣（竹中平蔵君）　その労使の問題というのは大変重要だということを我々も

ちろん当初から大変重く受け止めておりまして、そしてこの法律をしっかりと作ったつもりでございます。

法律に欠陥があるんじゃないかという御指摘でございますが、例えば、この民営化法の第三条等々で国等の責務を定めているわけです。どういうことを定めておるかといいますと、「国は、」まず、「前条の基本理念にのっとり、郵政民営化に関する施策を確実かつ円滑に実施する責務を有する。」というふうにしている。そして第二項で、「公社及び公社を承継する組織は、」ということは公社もですね、「前条の基本理念にのっとり、郵政民営化に関する施策が確実かつ円滑に実施されるよう必要な取組を行う責務を有する。」ということでございますので、その意味では、この民営化を円滑に行う、労使関係というのはその中の極めて重要な部分でございますので、それについて、公社もそのような取組を行う責務を有するというのをこの法律の中で規定しております。また、これ、百六十二条に承継計画を作るというのがありますけれども、この承継計画そのものに対して、この承継計画の中で具体的な配属とかいろんな勤務条件とかも議論はされていくわけでございますけれども、その承継計画を作るに当たって公社は協力をしなければいけないということが明示されております。

そういうことを含めて、これは当然大きなことでございますから、国はちゃんと責任を負っている、負わなきゃいけないんです。そして、公社も同じようにそうした必要な取組を行う責務を有しているわけでございますので、そういう範囲で総裁にも是非御尽力をいただきたい。そして何より、国はその労使の交渉に滞りが生じないように全力を挙げてしっかりと取り組んでまいる決意でございます。

峰崎直樹君 ということは、国の責任もあります、公社もそれに協力しなさいと。そうすると、最終的にこの空白期間における、もし、労使交渉その他の問題点というのは、基本的にはやはり国に、国も責任を持っていますということを明確に私はすべきだというふうに思います。

そこで、今おっしゃいました実施計画とか承継計画というのが恐らく法案が通れば進むんでしょう。そうすると、その段階からその当該には、労働組合が幾つかありますですね、その労働組合との間でやはり協議するというのをこの段階で保障すべきじゃないかと思うんですが、その点はいかがです。

国務大臣（竹中平蔵君） その協議というのは、これは基本的には労使関係でございますから、これは使用者と雇用される側との間の協議なわけでございますけれども、これはそういうことができるようにその仕組みをつくっているわけでございます。

で、具体的にはこれ、民営化法の百六十九条にそのことを明記しております、新会社の職員の労働条件に関する事前の団体交渉及び労働協約の締結を可能とすると。これはまだ、まだその時点では労使関係にはないわけですが、それでもその交渉を可能にすると

いうことを民営化法の第百六十九条で規定をしております、この法律に基づいて、基づいて国も公社もその責務を果たしていくわけでありますので、委員御指摘のような形で進んでいくというふうに思います。

峰崎直樹君 いやいや、だから、労使の間の、やはりどういう実施計画とか承継計画というものが組み立てられるのかという、その段階から労使交渉へ入っていかないと実は私はやはりなかなかうまくいかないんじゃないかと思うんです。

この一点と、さて、二十七万人いわゆる正規職員おられるわけでありますが、この二十七万人の職員の一人一人、あなたはどこの、四つの、五つの会社の、分社化されて、どこに行くんですよ、そしてあなたはどのエリアですと、こういったいわゆる交渉、二十七万人それぞれやれるんでしょうかね。その点、一人一人の意向をきちんとやはり確認をして、それが個別同意が得られるかということについて、どうなんでしょう。私はなかなか、二十七万人、今から大変なんじゃないかと思うんですが、その点について、それがやれるかどうか。そして、労働組合との要員協定というものをきちんと進めた上で帰属すべきじゃないか。

この点の確認を、まあこれはまだ法案が通っていないわけですから分からないんですが、もし通った場合、大変皆さん気にされている点ですが、その点の労使の間の約束事というものはこの国会の場できちんとしていただきたいと思いますと思うんですが、いかがでしょう。

国務大臣（竹中平蔵君） 公社の、民営化するという非常に大きな改革に当たって、今おっしゃったことは極めてベースになる基本のことだと思います。であるからこそ、この制度設計を始めるまでに、まず第一に基本原則を我々は確認をしたわけでございます。そして、基本原則の中で、雇用への配慮ということをや五つの基本原則のうちの一つにして掲げて、そして今申し上げたような形で法律でもしっかりそれを担保するような法律を作ったつもりでございます。

勤務条件については、これは、これはどのようなものがあるかということに関して、国家公務員法上の労働条件としては、これは労働契約の期間、就業場所、そして従事業務、賃金その他の給与、勤務時間、休憩、そして休日・休暇、労働に関する安全衛生等、これは、済みません、様々なものがあるわけでございますから、そうした点について、まあ私が申し上げたいことは、きめ細かくやっていきますということです。

具体的にどのような形でやっていくかということは、これは公社にも知恵を出していただかなきゃいけませんですけども、確かに数が多い、しかし配慮する義務が法律上課されておりますから、そこはきめ細かくやってまいります。

峰崎直樹君 是非、雇用の配慮というのが五原則の中にありましたので、是非それを確立していただきたいと思います。

そこで、私、この四回の質問を通じながら、竹中大臣の答弁というのはくるくる変わってきているんじゃないかと思うんですよ。やっぱり、冒頭申し上げたように、問題、自分が過去発言したことがやはり問題だということになれば、私はやっぱりすぐに誤りを認めて進めるべきだなと思うんですが。

最初に、その端的な例で、二日前に私も質問しました。これ、柳澤議員、修正案提案者の、例の郵便局間の手数料の消費税問題なんですね。そのときに竹中大臣はどのように答えられていたかといいますと、これ速記録読んでみますと、これは実現に向けて、法律を可決成立させていただければ、まあこの法案を通せば、その実現に向けて政府、与党一丸となって努力をしていきたいと思います。これは草川大臣に対して答弁されたんです。私に対して、その翌日ですよ、どう答弁されたのかというと、私の答弁は、与党において議論が行われるということであるから、政府としてもしっかりそれを見守っていききたい、大分トーンが下がってきているんですが、それは政府、与党一体でありますからしっかりと気持ちを合わせてやってきたい、そのような趣旨で御答弁しているつもりだと。

要するに、これはイコールフットィングの問題で財務大臣に私が求めたように、大変問題がありますよと。消費税という税の性格からして、確かに金融が非課税になっているという問題はあるけれども、しかし、ここでこういうものを認めたら、NTTに波及する、他のいろんなところに波及して大変問題は大きいですねということを指摘して、私は進めました、私は指摘しました。それで竹中さんは、そういう大きな問題がある、イコールフットィング上も問題があると言っているながら、いや、私は政府、与党一丸になって実現していきますよ、何があろうと実現していきますよと。

これはないんじゃないんだろうかなというのが私の印象なんです、この点、発言の要旨は、いや、それは政府、与党がやっているんだからそれを見守っていきますよということなのか、それとも、もう、経済財政諮問会議あるいはこれから様々な予算編成やっていく上に当たって権限持っていらっしゃるんですが、もうこれは実現させますよと、こういうお墨付きを与えたのか。この発言見る限り、私は、草川さんに対しては、大変リップサービスじゃないけれども、非常にこれは進めますと、こうおっしゃっているんじゃないですか。どうなんですか、この点。

国務大臣（竹中平蔵君） 両日の私の答弁、気持ちは同じでございます。変わったとは思っておりません。

最初の答弁ですけれども、答弁ですけれども、まあ民営化、この法案をまあ通していただきたいんだと。そして、通った上にはこれを実現していくわけですから、実現するわけですからね、この……

峰崎直樹君 消費税を。

国務大臣（竹中平蔵君） いやいや、これは民営化についてですよ、民営化についてこれを実現していくわけですから。この中にはもちろん税の話もありますし、いろんな承継の話ありますけれども、そういうことを実現する、民営化を実現するに当たって政府、与党一体でやっていきたい。これは、政府の中にもいろんな議論があるし、その前段で私たちは政府の中にもいろんな議論があるということを申し上げていると思います。そして、減免が一時的な措置として必要だというような議論もあれば、税の論理としてそれは難しいといういろんな議論を我々はしてきたということを前段でたしか申し上げていたと思います。

そういうことを踏まえて、また政府、与党の中でもいろんな議論がある、これはもう政府、与党一体でありますから、一丸となっているような問題をクリアしていきたいということをお答えしているわけです。

二日目について、それはどういうことがあるかということに関しては、与党において議論を行われるということ、議論を行われるということを柳澤議員は御答弁なさいました。であるから、政府としてもそれを見守って、政府、与党気持ち合わせてやっていきたいと、そのように申し上げたわけでございます。

峰崎直樹君 草川さんに言っているときは、もうとにかく実現するために私も頑張りますよと、こう言ったわけですよ。それが私の段階になると、まあ政府、与党心を合わせて、もう全然そこからトーンがダウンしている。

じゃ、二点目に申し上げます。

今日の一つの議題であります追加責任準備金の問題なんです。

私が今週の月曜日に、この追加責任準備金八兆四千億のうち、税金無税で積んできたんだから、この無税で、税金掛けた分は、これは継承する段階、初期値の段階で一回国庫に編入したらどうですかと、こういう話をしました。それに対して、一日の日にはどう答えていたかということ、いろいろ、承継計画はしっかり主務大臣が担保しますとかいろいろ言っているんですが、それを踏まえて、さあ、新しいといえますか、今の委員の御提案は、今まで無税で積んできたものについては国に返すという考え方はあり得るかということでございますが、やっぱり、これはそこには無理があるのではないかというふうに思います。こうおっしゃったんです。

私は、水曜日の質問するときに、これと、この答弁と実は財務大臣の答弁は違うということをお前は主張したんですけれども、それに対する答えはないんです。つまり、この段階でそれは無理ですよと、こうおっしゃったわけですよ。つまり、国に返すなんということは、それは無理ですよと、預金、郵便貯金のだってそうじゃないですかと、こういうことでおっしゃったんですね、答弁、月曜日に。これ議事録あります。財務大臣は何と言ったかということ、まあ同じ答弁だけれども、無税で、確かに新会社に行くときは無税で承継していただく、そして代わりに使ったときに繰延べでやると、こういう形で、以降は民間と

イコールフットィングと、こういうこととございますと。

水曜日の答弁を求めたときに、この二つの違いということについては何の説明もなく、イコールフットィング論に、つまりやがてそれは取り崩すときに税が掛かっていくんだから、それで実はイコールフットィングになるんです、これは十年間ぐらいはやりましようよと。つまり十年間は移行過程だから、十年後にはイコールフットィングになるんですよと、こういう答弁だったですね。

とすると、月曜日に私が質問した三兆数千億円の税金が掛かった分は、これは国に戻すなんてとんでもない、これはできませんよと言っていたのに、水曜日の段階になって、いやこれはやはり、取り崩す段階で実はこれは税を払うんですから、それを税を払い切ったら十年後には、払い切ったらこれはイコールフットィングになりますよと、こういう話だった。この違い、ちょっと説明してください。

国務大臣（竹中平蔵君） この問題、峰崎委員と三回目の議論になります。財政金融委員会等々でいつも大変良い議論をさせていただいて、私は峰崎委員とは非常に、おっしゃることは分かるし、私の言うことも分かっていたという、議論随分積み重ねているんですが、この問題に関して確にかみ合っていないんです。私も反省しているいろいろ議事録読み返してみますと、かみ合っていないんです。

どこがかみ合っていないかと私も考えておりますんですが、要するに今回のスキームで大変難しいのは、再保険に出すわけですから、これ言わば再保険に出すスルーの期間のような形になるわけなんですよ。私が申し上げたのは、今まで国営でやってきて、最初の、一日に申し上げたのはですよ、国営でやってきて、それですと税の減免を受けてきたと。その旧の部分を一括して返すというのは、これはやっぱり今までやってきたものと新たに民営化するもので違うじゃないでしょうかというふうに申し上げた。そして、これは民営化された後はイコールフットィングのルールが適用されて、益金算入されると、これはもうそのとおりでございます。

しかし、これどういう場合に益金算入されるかというんですよ、どういう場合に益金算入されるかという、これはその保険金の支払のために必要が生じた場合に益金算入されます。そうですよね。したがって、そのとき何が起るかという、益金に立って、そしてそれが支払われるという損金に立つわけです。したがって、そこで新たな課税が発生するわけではございません。

結局、この積み立てられた準備金というのは、これは約束をして、旧契約の契約者がですよ、言わば約束したものですからね、約束したものについてはそれが旧契約の人に帰属するようにちゃんと制度設計がなっているわけです。したがって、これは益金算入されるということと国に返すというのとは、これは意味が違っているということです。もう一度言います。これは益金算入されますが、同時に損金算入されて支払われているわけですから、国に返しているわけではございません。

峰崎直樹君 そうすると、前回の水曜日の議論は、十年でイコールフットイングすると。そうすると、つまり承継計画では、十年たったら完全な民間の保険会社になるんでしょう。そうすると、この八兆四千億円になんなんとするこのいわゆる追加責任準備金は、毎年毎年、今で言えば四千億円ぐらいずつ繰延べ、取り崩していつているわけですよ。約二十一年というか、二十年ちょっと超えて続くわけですよ。そうすると、十年たった段階でも追加責任準備金はまだ半分は残っており、まあ機械的な計算でいけば。そうすると、その半分残っているものについては、これイコールフットイングにならないじゃないですか。

要するに、この十年たった段階で完全にイコールフットイングになりますと、こういったおっしゃったわけですが、前回は。これは間違いですか。もし間違いだと言うんだったら間違い。もし残るんだったら、この十年後に存在している追加責任準備金のうち、税金で当然積んでいたものについては、これはこの段階で国庫に返すという修正案を作らないと、これは完全にイコールフットイングにならないんじゃないですか。

その点を私は、今日は改めて前回の水曜日の審議を見て、竹中大臣に、前回、十年でイコールフットイングになるとおっしゃったですね。だから、その点私に、きちんと分かりやすく整理していただきたい。

国務大臣（竹中平蔵君） 私、十年というのは、例えば定額貯金、貯金の話と保険の話とを少し混同して私は御説明当時していたと思いますけれども、その十年というのは定額貯金でございますから、この機構そのものは、これは終身の保険もありますから、もっと長い期間存在をいたします。その意味では、保険に関しては、その十年ということではなくてより長期が存続をいたします。十年と申し上げたとすれば、それは定額貯金の話として私は申し上げたのだと思います。

申し上げたのは、申し上げたいのは、これイコールフットイングとおっしゃいますけれども、これ、保険会社に関してはイコールフットイングなんです。保険会社に関してはイコールフットイングなんですけれども、旧契約を持っている人は旧の条件で契約したという権利を持っていますから、これはずっとやっぱり持っていたかかないと困るわけですよ。その分の積立金、これはしたがって保険金を払うための積立金ですから、それを国庫に返してしまったら、今度保険契約者困ってしまうわけですよ。で、そこを実は、そのかつての旧契約があるものをソフトランディングさせるのに大変我々も知恵を絞って、難しいところなので、委員おっしゃっているように、すっきりしないというのは分かります。分かります。しかし、そこは、イコールフットイングに関しては、保険会社だからここスルーの期間にして、そして旧契約者の利益は損ねないように、そのような制度設計をしておるつもりでございます。

峰崎直樹君 そこで、多分そういうふうにおっしゃるだろうと思ったんです。そこで、

この追加責任準備金が、これスルーで新しい新会社で一括して運用するわけですね。そうすると、この追加責任準備金に対応して、当然のことながら、これが資産運用されて利益が出てまいります。毎年毎年四千億減ったとしても、ずっと二十一年間、二十二年間でゼロになるんですけれども、毎年二%の金利で回ったと仮定して、これ一体どのぐらい、追加責任準備金減りながらも、この二十一年間でこの運用面から生ずる利益があるかと計算したら、一兆八千四百八十億円なんです、一兆八千四百八十億円。八兆四千億、これ、十年以降計算してもこれが約数千億円。

そうすると、その分だけは、いいですか、もちろんこの追加責任準備金を元へ戻しても、スルーで戻していくということについて分かりますが、その分の運用利益そのものはこの新しい会社に帰属するんじゃないですか。そうしたら、その帰属する分については、当然のことながら民間会社とのイコールフットィングを完全には実現できない。そのことを認められるんじゃないですか。

国務大臣（竹中平蔵君）そこは非常に私は理解しているつもりでございます。

これはしかし、私、この保険の話になると非常に技術的な準備金の話等とか入ってまいりますんで、貯金の話等も引用しながら以前からさせていただいているつもりなんです、この保険金はだれが集めたかということです。で、これは公社の方が集めたんです。で、これは、そこで集めた運用益等々の利益は当然その方々の給与として使っていただかないと、公社の雇用は成り立ちません。で、これは、これは預金についても保険についても、彼らが集めたものについてですよ、集めたことによってその資産が生み出すものというのは、公社の雇用を守る形でも使っていただくというのが今回の基本的な制度設計になっています。だから、ただしそれは、要するに旧契約が減っていく中で、徐々に減っていったって完全民有、民有民営の仕組みにしているということでございます。

峰崎直樹君 駄目ですよ、それは。なぜこの利益は、いえ、利益処分をするときに、なぜ雇用、そこに働いている従業員にだけ還元するんですか。私はしてもらいたいと思いますよ。働く人には返してあげることが大賛成です。そうじゃなくて、この利益は、完全移行して民間になったら、これは株主に還元する場合もあるかもしれない、あるいは、契約料を民間に比べてより低い、その分だけ安く実は契約、保険料率を設定する、そういうふうになるからイコールフットィングにならないじゃないですかということを行っているんです。全然それ、その答弁では私は納得できません。

国務大臣（竹中平蔵君）ちょっと私、今、勘違いして御答弁したかもしれません。要するに、その特定の資産の運用益に関してはですよ、その部分の運用益に関してはこれは再保険ですから、この運用益のその部分に関しては当然これは契約者に属するということになります。で、この契約者に属しないと、その契約者の十年前、二十年前に契約したも

のが守れないことになりますから、それは契約者に属するということになります。

峰崎直樹君 今もう言葉を変えちゃったんですよ。さっきは新会社に所属しますと言ったんですよ。で、今は、いやこれは旧契約へ戻しますと言ったんですよ。そういう、次から次へとその場その場で都合のいい発言されて、いや実は違うんですよということを、違うと言いながら、言わないで、あなたはこころ変えていっているんです。(発言する者あり) いやいや、そんなことはない。

そこで、今のあれでは納得できませんよ、これは。

つまり、民間とのイコールフットイングというのは、私も改めて昨年九月十日の閣議決定を読みましたよ。やっぱりこれは、民間とのイコールフットイングを図ります、十年後には必ずやりますと言っているんですよ。そうすると、十年たってまだ残っているそのいわゆる旧契約に属する追加責任準備金の、そこから生ずるところの利益というものも出てくるわけですよ。今あなたは、その部分は新会社に所属する、そして雇用労働者の労働条件に充てるというふうに言っているけれども、えっ、いやいや、よく分からないですよ、それは。あなた、そこで茶々入れないで聞いてもらいたいんですが、その私は説明では絶対に納得できない。この点は、もう時間がないので、その問題は非常に大きいということだけ指摘しておきますが。

そこで、先週、水曜日やれなかった問題で、今度は何かと言いますと、生命保険会社の簡保会社の責任準備金の公正価値評価の問題。これは先ほど、いわゆる公社の継承資産の評価の問題、これについてもこの二回目、前回の速記録を見ながら重複を避けさせていただきたいと思うんで、答弁も手短かにお願いしたいんですけども。

月曜日の私の質問に対して、竹中大臣、日本郵政公社の責任準備金の割引率について答弁しているんですよ。それをちょっと読んでみますと、今の公社の方式というのは、私の理解では、要するに、先ほども言いましたように、将来の保険を、保険の流列で割り引くときに予定利率で割り引いている。予定利率と実際のマーケットの金利が違った場合、マーケットの割引率が違った場合の差額について、ざっくりと申し上げていきますけれども、それが追加責任準備金として積むという方式を取っております。その意味では時価に準じたものになっていると、そのような仕組みで運用されているふうに理解をしております。こうおっしゃいましたよね。うん、うんとおっしゃっています。

そうすると、いいですか、そうすると竹中大臣、あなたのこの発言によりますと、予定利率とマーケットの金利の差が追加責任準備金で、これは私の理解と一致しているんです。

そこで伺うんですけども、現在の二十年国債の利率というのは約一・九%、ちょっと正確かどうか分かりませんが、大体そのくらいです。この答弁からすると、あなたの理解では、二・五九%という公社のいわゆる追加責任準備金の割引率を、これがマーケットの金利だというふうにさっきおっしゃっていますね、これ。流列から割り引くと時価はこの二・五九で、追加責任準備金として積むときには二・五九、これが時価なんだと、こう言

っている。

私は、竹中大臣、これはやっぱり間違いじゃないかなと。いや、端的に言うと、これはうそじゃないかというふうに発言された方がいるんですよ。今日も元女さんお見えになっていると思いますね。元女さん、後でまたちょっとあれするかもしれませんが。

あなたは今度は、私その月曜日の話を今しました。今度は水曜日にどうなったかという、どういうふうに二日前におっしゃったか、今度一転すると、変わってくるんですよ。また速記録をちょっと読んでみますと、その場合に、保険、いわゆる生命保険数理ではいわゆる三利源の問題がありますから、死差益、そして費差益をどう考えるかと、これをやはり考えないといけませんので、足下の金利だけでいうことはこれはないだろうというふうに思っています。

今度はどうおっしゃっているかという、二・五九%というのは実勢レートじゃなくて、金利に死差益と費差益を加味して決定されたものだと言いついたわけですね。一体どっちが本当なんですか。

これ、ちょっと月曜日のを、ちょっとその前に、元女さん、どういうふうにお答えになったか、もう一遍確かめてみてください。

参考人（元女久光君） 私ども、追加責任準備金の計算方法として二通りございます。その辺の二通りの方法での何かその考え方がこう混ざっているような議論もあるかなと思っております。

一つは、基本としておりますのは、今現在あるその資産と、それから負債プラス資本、これを三十年間計算しまして、結局、差が資産の方が少ないと保険金を払えないわけでございますので、三十年計算した結果、その額を現在価値化して追加責任準備金で積もうという考え方がまず基本になっております。

それから二つ目の方法は、その考え方とともに、簡便な方法としまして、それを逆算して再現する方法、先生おっしゃっておられる、その予定利率の利率がちょっと違うんじゃないかといった場合のその計算方式での率の場合はそうでございます。

それで、十六年度決算はその簡便な方式、まあ一号方式と呼んでいるんですが、その額を使いました。で、その二・五九、まあ正確に言いますと、一%、一・五%、一・七五%、二%、二・五九より低い金利の場合はそのままの予定利率を使いました。二・五九%以上の保険があるわけでございます、予定利率。それは二・五九%に圧縮して計算いたしました。

なぜかといいますと、それは私ども、三利源の中の二利源は益でございますので、それを総合化しますと二・五九%というふうな値になったと。これも別に机上論でやったんじゃないくて、十五年度の将来収支分析の結果、割り戻した額が二・五九%だということを御理解いただきたいと思っております。

峰崎直樹君 元女さん、もう一遍正確に私そこのところを読むと、実際言いますと、一とか一・五とかいろいろあるんです。これは契約するときの利率がいろいろあるんです。もうだんだん下がってきていますということはよく分かります。一番高いので二・五九に上限にしています。それはなぜかといいますと、利率、金利の部分の世界、要するに予定利率関連の世界だけじゃなくて、私ども、益としては死差益、費差益もあるものですから、その辺のプラスを総合して逆算の利率を出しますと二・五九になったということで、ここから先なんです、実際うそをついておりません。

この実際うそをついておりませんというのはどういう意味なんですか。

参考人（元女久光君） ちょっと余計なことをおしゃべりしたかもしれませんが。うそ偽りない数字でございますということでございます。

峰崎直樹君 私は、竹中大臣の言っているのはうそですよというふうにおっしゃって、ああ、これは政府委員としては大変踏み込んだ質疑をされているなど、こう思って拍手喝采を送ったんですよ、心の中ですね。で、もう一回繰り返してもらえるかと思ったら、いや、うそ偽りないというのは自分に対してという意味ですね。いや、分かりました。それならそれで分かりました。

そこで、二・五九の、竹中さん、今答弁のあったとおりなんですけども、そういった点について、月曜日の説明、水曜日の説明、これは私は違いがあると。竹中さんはさっきの追加責任準備金の国庫に返すべきじゃないかといったことについても、どうも私は、私の理解では、あの答弁だけでは財務大臣との違いはあるなと思って追及した。まあ、ころっとまた変わられた。今度も、月曜日のこの追加責任準備金の問題について、二・五九が時価と思っていた、いやどうもそうじゃないらしいということで水曜日にひっくり返られた。ここら辺、そう思われません。自分でころころころころ変えたというふうに自覚されていませんか。

国務大臣（竹中平蔵君） 全く変えておりません。

私は、これ将来の流列を現在価値に割り引くと、それで必要なものについて追加責任準備金を積まなければいけない、その仕組みそのものがなかなか口頭で御説明するのは難しいですから、だから私はざっくりと行ってざっくりと申し上げて、予定利率ではなくて時価によるもの、足下の金利、しかしその足下の金利の中には、実は死差とか費差とかを考慮したもので金利になっているわけです、当然。だから、今の足下の金利そのもの、裸の金利そのものでその計算したとは私もちろん思っておりませんし、そういうふうに勘違いしたわけでもありませんし、そういう答弁をしたわけでもございません。だから、時価に準じてというような言い方で、正に基本的な考え方を私は御説明するときにそういう言い方をさせていただいているんです。

しかし、正確にはもちろん委員おっしゃるとおりですけども、しかしそれを更に正確に言えば別の説明の仕方も、そこまで正確に言われるんだっただけですよ、割引の流列そのものを死差、費差を加えて変えろと、そして別の割引率でやれと、そういう議論だってあり得るわけです。これ同値になりますよ、それは。

しかし、そういう議論を混同してやるとますます分かりにくくなりますから、この流列を一定とした上で、そして割引率を何を採用するかと。そのときに私は、ざっくりと申し上げまして、足下の金利に準じて、つまり予定利率ではなくて、足下の金利そのものではなくて、死差や費差を考えなきゃいけないけども、予定利率そのものではないところで割引引いていると、そういう御答弁をさせていただいたつもりでございます。

峰崎直樹君 月曜日にそういう発言をしたらいいんですけども、そうじゃなくて、二・五九%という公社が今総務省の省令に基づいて進めている利率でもって、これがその時価との差額だと、こうおっしゃったんで、これはとんでもないことをおっしゃっているねということで、今正確な時価とは幾らですかということをおっしゃっていますよ。そういう意味で、竹中大臣はこの表現を通じて、まあ私どもからすると、あっ、これは竹中大臣間違えたことをおっしゃっているねと言ったら、いやいやそれは間違えていませんということでその表現ぶりを変えておられるというふうに思うんです。

さて、もう一つ、じゃ同じような例やりますよ。

それは、今我々が、私が一番、先ほどの大塚議員がおっしゃったように、承継していくわけでありまして。そうすると、その承継するときに、このいわゆる旧契約に属する簡保の資産、国民の大変重要な資産です。この簡保の資産を、旧契約を新会社に再保険をするわけですね。再保険するけれども、これはゴーイングコンサーンだと、こうおっしゃったわけです。私は、違ふと。ゴーイングコンサーンではないんじゃないですかと。新契約に属するものは、それはゴーイングコンサーンとしてこれから新しい簡保会社が、保険会社ができるでしょう。旧簡易保険の契約は区分経理するんでしょう。区分経理して、それは十年たってもなくなりませんよね。二十年たつかもしれない、三十年たつかもしれない。今日私が入って、あと四十年も五十年も生きたら、それは当然簡易保険はずっと旧契約が続くんですよ。

しかし、いいですか、ゴーイングコンサーンのように運用しているけれども、一度ここでこのいわゆる旧契約は、あなたは何とおっしゃったかということ、それは、峰崎議員、最初に何と言っていたかということ、いや、それはゴーイングコンサーンですよと、ゴーイングコンサーンで運用するんですよとおっしゃっていた。私は、違うじゃないですかと。ちょっと議事録を持っていますけども、もう私が要約して言いますけども、私が、いや、そんなことないでしょう、区分経理して、簡易保険の契約は、これはやがてはなくなってしまうでしょうと言ったら、あなたは、あっ、それはフェードアウトするんですよと言ったんですよ。フェードアウト。辞書を調べてみましたよ。消えてなくなるということなん

です、やがては。ずうっと小さくしてなくなる。

そうすると、なくなっていくものについては会計方式としては何をやらなきゃいけないんですか。そうすると、時価で、これから先、この何十年にわたるかもしれないような追加責任準備金が将来どのようなリスクを抱えるのか、それを何回も計算をして出してくださいと言ったわけですよ。

いや、それは何をおっしゃったかという、最初はそういうことを否定しておられたけども、最後は、私が、その旧契約に属する資産査定をきちんとやってくださいねと。

それは、私もはやってみました。そうしたら、私たちは、そのときの時価を二%と計算をして、公社はなかなか、先ほどおっしゃった毎年毎年の死差、費差、利差でいろんな問題についての情報をなかなか出してくれない。そこで、我々は推計を実は専門家に頼んだ。そうしたら、二%の割引率でこれを計算したところ、実は十兆円、このいわゆる足りないおそれがあるということ、実は出てきたわけですよ。

だから、私たちはそう思っているんだけど、あなた方、出してくださいよと。そうでなかったら、十兆円の負債を新しい民間の会社にそのまま移して、これは民営化できるとは思えないんですよ。

株式会社に上場するときには、株式会社に上場するときには、必ず資産査定をするはずですよ。そうすると、この旧債権に属する問題には、偶発リスクとして十兆円を超す、いわゆるそのリスクを抱えて、将来足りなくなる、積立不足が生じるおそれがある。だとすると、これは資本金一兆四千億円の保険会社ではとてもこれは賄えませんね、じゃ上場できませんね、こういう話になるんですよ。

竹中大臣、だから、私たちはそれを出してくださいと言ったら、いや、それは、百六十三条ですか、そこで承継するときの試算を専門の委員会をつくってやると言っている。

私は、それ、今やらなければ、昨日も実は大久保議員が郵便貯金の将来のリスクの話をしましたよ。逆ざやが出ているんだから、その逆ざやの将来的な危険性というものが当然出てくる。それを計算して私たちの前に出さなかったら、簡易保険というのは、今保険に入っておられる方々の将来、きちんとそれは保証されていないということを私も計算上出したんだけど、これは一体、我々は、民間移管できないんじゃないんですかということ、我々は一貫して言ってきたんですよ。

どうですか、竹中大臣、もう時間ないのかもしれないけど、そういうふうに出していく、出していく、出すというふうには言えませんか。あるいは、そういう問題については心配ないとおっしゃっているんでしょうか。そこら辺、どのようにお考えなんですか。

国務大臣（竹中平蔵君） 私も峰崎委員の問題提起をいただいて、その後、頭の整理を一生懸命させていただいているんですが、やっぱりそれでも、実は峰崎委員は清算だというふうにおっしゃるわけですよ、セトルメントすると。しかし、それは、清算というのはそういう意味ではないのではないのでしょうか。

つまり、今の時点で今の保険と契約者の間で権利義務をもう全部なしにしようと、そして決済、セトルしようと、そのとき幾ら払うかどうか、これ清算です。しかし、この旧契約はそうではないわけです。今後も契約者は保険金を払い続けます。資産は運用を続けます。そして、いろんなその配当等を払い続けるわけです。何が違うかという、新規の受入れはやりません、そこだけです。新規の受入れは確かにやりません。しかし、これは明らかに保険としては続いていくわけですから、これは清算ということは私はやっぱりできないのではないかと思います。

で、それは確かに新規の受入れはやらないわけですから、時間を掛けるとこれはどこかで、まあなくなるというフェードアウトするとか、そういう御説明は私はしたかもしれませんが、繰り返し言います、新規の受入れはやりませんが、保険金の支払は続きます。そういう意味では、これは保険としては生きているわけですから、清算ではないわけでございます。

そして、その上で、それが一つ。で、もう一つ、しかし、それでもちゃんと本当にこの民営化されるに当たってこの保険がちゃんと収支相償うものか心配であると、したがって本当にちゃんと準備金が積まれているのかどうかということ、峰崎委員はもう本当に心配しておられるということなんだと思います。

で、それに関しては、先ほど申し上げましたように、これ当然幾つかのルールがあります。民間も同じようにルールがあって、実はこれ先回御説明がありましたが、むしろ民間よりも厳しいといえますか、保守的なルールで今準備金を積み立てていて、そういう中でしっかりとやっている。だから、十兆円というのはちょっと私にはよく分からないわけでございますけれども、そういう例えば民間等々で今までの組織を、保険を承継していったという例があるわけですが、そういう場合に峰崎委員がおっしゃっているような、そういう形で評価した例というのは私はないと思います。

これやっぱり今のルールに基づいて、公正妥当な会計慣行に基づいて、この場合、会計慣行は民間と公社で少し違っているわけですね。で、公社の方が厳しいんです。それで、しっかりとこの評価を今していると。それに合わせて、今度はその評価委員会でもやるわけでございます。

もう一つ思い出したわけですが、それとの関連で、峰崎委員は前々回だったと思いますけれども、こんなじゃ上場もできないだろうというようなこともおっしゃったと思います。しかし、上場している民間の保険会社というのは、例が一社あるわけですが、その上場しているTアンドDホールディングスですか、あそこもこの今のルールでやっているんです。峰崎委員がおっしゃっているようなルールでやっているわけではないんです。

そういった点も是非御考慮賜ればと思います。

峰崎直樹君 要するに、竹中大臣はフェードアウトされると言ったんです。要するに、

いや、旧契約の方も保険金払うけれども、やがてこの方の契約満了で最終的になくなるんです。これはフェードアウトでしょう。フェードアウトするのであれば、このいわゆる勘定については、当然のことながら、これはフェードアウトするときの計算である清算時価を適用するのがこれは当たり前前の会計原則じゃないんですか。

そこのところをずっと恐らく、いや違う、そんなことない、清算会計だけれども、清算する、フェードアウトするんだけれども、それはゴーイングコンサーンでやるんだというふうに言い切っちゃっているけれども、そうじゃないというのが私は一般的な会計慣行じゃないかと思えますけど、その点どうなんですか。

国務大臣（竹中平蔵君） 繰り返し申し上げますが、この保険は生きております。今の時点で保険の権利関係を全部やめてしまって、それで今までの分を清算しましょうと、これは清算です。しかし、それはずっとこれからまだ保険金を支払い続けるし、その收受を続けて資産運用を続けるわけですから、それがその最終時点になってどのようになるかと、その時点での私は委員の御議論であろうかと思えます。

で、ちょっと極端なケースでございますけれども、これまでの、これまあ、清算というのは破綻処理なわけですよ。で、破綻処理というのは清算のケースに相当しますので、そうするとこの破綻処理、清算のときにどうなったかという、契約時の予定利率を前提とした責任準備金に基づいて承継会社は保険会社を移転している。その場合でもですよ、その場合ですらそのようにやっている。これが今のやっぱりルールなんだと私は理解をしております。

峰崎直樹君 しかし、これ、移っていくわけですね、その新会社、二年後には移っていくときに、その時点でこのいわゆる会社のその会計は、ゴーイングコンサーンでいくんじゃないかと区分経理でいく。それは、やがてフェードアウトすることははっきりしているわけでしょう、フェードアウトするというふうにおっしゃったんだから。そうすると、フェードアウトするんなら、このフェードアウトするところの将来見通しというのは、この時点で時価会計をきちんとやらないと分からないじゃないですかということを行っているんです。

それを是非出してくださいということを行っているわけです。それが出ないんですよ。出ないままに私たち民主党の方で計算してみたら、約それは十兆円ありましたよ。そうしたら、これはとても株式上場できないじゃないですかということもずっとこの間言い続けているんです。

私は、もう時間もそれほどなくなってまいりました。竹中大臣、先ほどのイコールフットィングの問題も、基本的には十年たった段階で追加責任準備金をその時点において切り分けて、国に返すものとそうでないものと分けてきちんとやらない限り、これ、官民のイコールフットィングにならないですね。そういう修正はあなたは加えようとは全然しよう

としない。

今の問題もそうです。予定利率、どんどんどんどんこれ、もちろん予定利率下げているから下がってきているけれども、我々が計算した結果、昨日は郵便貯金で大久保さんが将来の予想し得るリスクを出しています。簡易保険でも、我々は時価で二%ということで現実に割り引いて将来推計してまいりました。三十年間の推計してまいりました。その結果は、やっぱり十兆円足りないと出ているわけです。そういう我々の結果は出ているのに、いや、それはおかしいのやの何のと言ってけち付けて、二%の割引率で現実に計算をした、清算会計を使って時価会計をしてみたその結果をどうして出さないんですかと私たちは言い続けているわけです。

ということは、いろいろ理解の違いがあるかもしれないけれども、そこまでおっしゃるんなら、じゃ一回その計算やってみましょうかと、こういうことで実際やってみて大丈夫でしたと。先ほどおっしゃっていた、いわゆる継承するための、評価をするための委員会というのは、人数、だれをするかとか手続だけだと言って、評価方法については先ほど述べられたとおりですね。あの方法でいったんじゃ、私は、恐らく私たちが想像しているようにならないんじゃないかと思うんです。

その意味で、私は、この郵政民営化法案というのは、そういう私たちの、危険だよ、問題があるよということを言い続けて、なおかつ強行して法案を無理やり通そうとしているという姿勢を見て、私どもは、もし将来そういう問題が起きたときの責任というのは、竹中大臣、あなた、そのことを取れますか。

あなたはかつて、ツービッグ・ツーフェールということについて、大き過ぎてつぶせないという訳じゃないんだと言って言い張ったことがある、二〇〇二年の十月でした、私どもに。私は、そういう意味で私たちは、問題があるんだから、この点については是非資料も出してください、計算もしてみてください、こう言っていて、一向にそのことに理解を示そうとしない。いや、そんなの大丈夫だ。本当にそれが国民の皆さんに、私は、本当に安心して任せてくださいと言える私は代物になっていないと思うんですけれども、その点について最後にお聞きしたいと思うんです。

国務大臣（竹中平蔵君） 改めて、その今の準備金について非常に高い問題意識を峰崎委員がお持ちだということに関しては敬意を表したいと思います。

ただ、これはルールでありますから、今委員がおっしゃったようなルールでそれを適用している国はあるのかと、そんな国はありません。そういうことを適用している会社はあるのかと、ございません。

これは一つの考え方としては確かにあり得る考え方だとは私、思いますし、今後、国際会計基準の議論等々でいろいろなされていくんだと思いますが、ここはしかし、私たちは現実に法を作り、法を執行するという観点からいいますと、現に存在している公正妥当な会計慣行に基づいて、そのような形で公社は正にその不足が生じないような準備金を積ん

でいるというふうに認識をしております。

最後に、責任を果たせるのかという御指摘ございましたが、私はやはり良い結果を出すのが政治家の責任であるというふうに思います。

これは、不良債権のときのお話していただきましたけれども、不良債権のときも責任取れるのかと皆さんおっしゃいました。そして、皆さん、野党の方は反対されました。しかし、結果は出ました。私たちは、是非それぞれの責任を全うして良い結果を出したいと思えます。

峰崎直樹君　そこまでおっしゃるんだったら、最後に、あのりそなのいわゆる二兆円の資本投下、本当にあれは必要だったのか。あれは、その銀行、本当に生きたまま、あの投入するときの経過というのは、実は本当に私たちはまだ十分理解していません。それ以降、日本の銀行の株式というのは社債だと。もういつになっても、その株式は、その株主の責任も取らない。そのために銀行株は上がり始めた。もちろん、景気が外需によって、中国やアメリカの需要によって景気が良くなった、そのことによって需要が増えていって景気は循環局面に入ったのかもしれませんが。

しかし、あのときの流れを見る限り、私は、竹中大臣のあのりそな投入以降、それは本当に不良債権の問題は解決したかもしれない、おっしゃっている計画は。しかし、あの投入そのものは依然としてやはり私は正しかったとは思っておりません。

そのことも含めて、是非、そういった責任は、今しっかり言葉として覚えておきますので、是非その点を自覚をしていただいてこれからも進めていただきたい。

以上申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。